

## 旅行券を配付しました！

長期会員慰労旅行助成対象者の皆様、お待たせしました。

8～9月にかけて希望調査を行った旅行券を、所属に配付しましたのでお受け取りください。

お問い合わせ ☎

互助会 043-223-4119



## 退職互助事業を紹介します

お問い合わせ ☎

互助会 043-223-4141

会費の納入は加入時1回だけ！給付は生涯受けられます！

互助会では、退職される皆様のために“退職後も互いに支え合う「退職互助事業」”を行っています。

退職互助事業の給付の約86%が医療費補助です。

**保険診療であれば、入院や手術だけでなく、風邪やケガの治療も補助対象です。**

**診療科と健康保険証の種類は問いません。**

事業内容は下記のとおりです。ぜひ加入をご検討ください。

事業内容	
医療費補助金	<p>会員が傷病により保険適用医療機関で受診したときに、<b>保険診療自己負担額</b>に対し給付します。ただし、国又は地方公共団体等から医療費に相当する給付金の支給があるときは、その額を控除して得た額に対し給付します。<b>外来・入院・薬代の領収書合計額</b>に対し、</p> <p>①満55歳～69歳の会員 ⇨ 5割（円未満切り捨て） 年度内給付上限額：120,000円</p> <p>②満70歳以上の会員 ⇨ 500円ごとに100円 年度内給付上限額：38,000円 &lt;満70歳以上の計算例&gt; 各月の領収書の合計額が67,100円の場合 <math>67,100 \div 500 = 134.2 \rightarrow 134 \times 100 = 13,400</math>（円）</p>
人間ドック利用補助金	<p><b>人間ドックを受診</b>したときは、<b>10,000円</b>を限度に給付します。（事業年度内1回を限度とします。）</p>
福祉施設利用補助金	<p><b>互助会指定の宿泊施設及び公立学校共済組合宿泊施設を利用</b>したときは、1泊（1,000円以上の支払）につき、<b>1,000円</b>を給付します。（同一施設の宿泊は、連続2泊まで補助します。）</p>
長寿記念品	<p>喜寿（77歳）・米寿（88歳）・白寿（99歳）の年齢になられたとき、<b>記念品を贈呈</b>します。</p>
会報の配付	<p>退職互助事業の内容等をお知らせするために、「<b>退互だより</b>」を年1回、全会員に配付します。</p>
各種あっせん事業	<p>観劇、宿泊施設、遊園施設、レンタカー、ゴルフ場・ゴルフ練習場、引越、旅行割引、通信講座、語学、住宅相談、住宅資金、リフォーム、賃貸不動産、物販、ライフサポートサービス、遺言信託等が<b>会員証の提示等で割引利用できます</b>。</p>
死亡給付金	<p>不幸にしてお亡くなりになられたときに遺族に給付します。</p> <p>満55歳以上の会員の死亡 10,000円 満55歳未満の会員の死亡 50,000円</p>

事業並びに事業内容については、規則改正等により変更する場合があります。

## 加入手続きはこちらです!(任意加入)

今年度末退職者の方は、令和4年2月末までお申込みいただけます。

※再任用期間終了後の加入はできません。

加入手続き																																								
加入資格	退職時50歳以上で、1年以上教職員互助会に加入している互助会員 ※50歳以上の配偶者の方も同時に加入できます。 ※会員期間は終身のため、中途退会できません。																																							
申込方法	「退職互助事業加入申込書」を提出してください。 ※配偶者が加入する場合は、配偶者の加入申込書及び生年月日を確認するための保険証等の写しが必要です(配偶者だけでは加入できません。)																																							
申込期間・手続き・加入日	<table border="1"> <thead> <tr> <th>加入申込期間・手続き</th> <th>加入日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①退職後1か月以内に申込書を提出する場合 「退職互助事業加入申込書」と通帳等の写しを添えて互助会に提出してください。 (例)令和3年3月31日に退職した場合、令和3年4月1日から会員となります。 (会費は、退職慰労金を充当し、不足額がある場合は振込用紙を送付します。)</td> <td>退職日の翌日</td> </tr> <tr> <td>②退職後2か月目から最初の2月末日までに申込書を提出する場合 互助会に連絡してください。当互助会指定の振込用紙を送付します。加入申込書に、会費の振込通知書(コピー可)と通帳等の写しを添えて提出してください(退職慰労金は充当できません。) (例)令和3年3月31日に退職し、令和3年7月15日付けで加入申込書を提出した場合、令和3年8月1日から会員となります。</td> <td>加入申込書提出日の翌月1日</td> </tr> </tbody> </table>	加入申込期間・手続き	加入日	①退職後1か月以内に申込書を提出する場合 「退職互助事業加入申込書」と通帳等の写しを添えて互助会に提出してください。 (例)令和3年3月31日に退職した場合、令和3年4月1日から会員となります。 (会費は、退職慰労金を充当し、不足額がある場合は振込用紙を送付します。)	退職日の翌日	②退職後2か月目から最初の2月末日までに申込書を提出する場合 互助会に連絡してください。当互助会指定の振込用紙を送付します。加入申込書に、会費の振込通知書(コピー可)と通帳等の写しを添えて提出してください(退職慰労金は充当できません。) (例)令和3年3月31日に退職し、令和3年7月15日付けで加入申込書を提出した場合、令和3年8月1日から会員となります。	加入申込書提出日の翌月1日																																	
	加入申込期間・手続き	加入日																																						
①退職後1か月以内に申込書を提出する場合 「退職互助事業加入申込書」と通帳等の写しを添えて互助会に提出してください。 (例)令和3年3月31日に退職した場合、令和3年4月1日から会員となります。 (会費は、退職慰労金を充当し、不足額がある場合は振込用紙を送付します。)	退職日の翌日																																							
②退職後2か月目から最初の2月末日までに申込書を提出する場合 互助会に連絡してください。当互助会指定の振込用紙を送付します。加入申込書に、会費の振込通知書(コピー可)と通帳等の写しを添えて提出してください(退職慰労金は充当できません。) (例)令和3年3月31日に退職し、令和3年7月15日付けで加入申込書を提出した場合、令和3年8月1日から会員となります。	加入申込書提出日の翌月1日																																							
会費	<p>○会費の納入は、加入時のみ1回限りです(終身会員)。 ○加入時の年齢に応じて、会費を一括納入していただけます。 ○配偶者の会費納入は、振込みになります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="12">令和3年度加入会員一人当たりの会費</th> <th>(単位:万円)</th> </tr> <tr> <th>年齢</th> <th>50</th> <th>51</th> <th>52</th> <th>53</th> <th>54</th> <th>55</th> <th>56</th> <th>57</th> <th>58</th> <th>59</th> <th>60歳以上</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>67</td> <td></td> <td></td> <td>65</td> <td>63</td> <td>61</td> <td>59</td> <td></td> <td>57</td> </tr> </tbody> </table> <p>※納入いただいた会費については、お返しすることができません。</p>	令和3年度加入会員一人当たりの会費												(単位:万円)	年齢	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60歳以上	金額					67			65	63	61	59		57
令和3年度加入会員一人当たりの会費												(単位:万円)																												
年齢	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60歳以上	金額																												
				67			65	63	61	59		57																												

### 加入までのスケジュール(年度末退職の場合)

#### 1 4月1日加入希望者

- 申込期限: 4月末日
- 退職慰労金を会費へ充当: 5月下旬
- 会費不足額の納入期限(不足者及び配偶者分): 6月上旬
- 加入日及び会員証等の送付:  
加入日…4月1日  
会員証等の送付…6月下旬~7月上旬

#### 2 6月1日以降の加入希望者

- 申込期限: 退職後2か月目から最初の2月末日まで
- 会費の納入期限: 加入希望月の前月の末日まで
- 加入日及び会員証等の送付:  
加入日…加入申込書提出日の翌月1日  
会員証等の送付…加入月の下旬  
※今年度末退職予定の方は、「ゆとり」第四章で同内容をご確認いただけます。

## 互助会(貸付)のお知らせ

お問い合わせ ☎

互助会 043-223-4119

教育資金(高等学校、大学等入学、修学)を必要とするときは、一般貸付(教育資金)があります。

ただし、一度貸付を受けると2年間は借換ができませんのでご注意ください。

### ◆申込む際のお願い

詳しい貸付の種類や概要については、教育日記帳(ダイアリー P24~P27)と互助会ホームページに掲載していますので、注意事項等も併せてご確認ください。

申込締切日(毎月15日必着) 間に申込書を提出されないと、記入事項の不備や添付書類の不足等で返送することとなり、貸付ができない場合もありますのでご注意ください。

申込書の提出は、1週間程度の余裕を持って提出していただくことをお願いします。

### ●「貸付申込書」及び「貸付における個人情報に関する同意書」の新旧様式見極めポイント!

様式名称	新様式	旧様式
貸付申込書(申込先)	一般財団法人 千葉県公立学校教職員互助会	財団法人 千葉県公立学校教職員互助会
貸付における個人情報に関する同意(個人情報提供先)	損害保険ジャパン(株) ※ (互助会 HP からダウンロード)	損害保険ジャパン日本興亜(株)

※令和2年4月1日から社名が変更となりました。